

# 時代を読む

渡辺 利夫



尖閣諸島は日本固有の領土である。日本政府が明治十八年以来、数度の現地調査を重ね、ここがいずれの国にも属さない無人の島であることを確認したうえで、同一十八年の閣議決定により正式に日本領土として編入した。閣議決

定に清国側からの異論はない、尖閣の領有権が日本に属することは国際的な認知を得ることにもなった。第二次世界大戦での敗北後、尖閣諸島はサンフランシスコ講和条約により米国の施政権下に入つたものの、昭和四十七年の沖縄返還と同時に同諸島の施政権も日本のものとなつ

た。尖閣諸島の領有権を中国が主張するようになつたのは、

国連が東シナ海海底調査を行い、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことであった。平成四年

には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

京都の石原慎太郎知事が民間所有者から尖閣を購入する構想を発表したことに対する日本国内にも異論があるようだが、どうしてか。

## 尖閣衝突事件、公訴棄却へ

日本が東シナ海海底調査を行った結果、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本は、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

京都の石原慎太郎知事が民間所有者から尖閣を購入する構想を発表したことに対する日本国内にも異論があるようだが、どうしてか。

日本が東シナ海海底調査を行った結果、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本は、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本は、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本が東シナ海海底調査を行った結果、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本は、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本は、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

知らない人は居るまい。こうした挑発が全くなく、この海域が静かに打ち過ぎているのであれば、また方一侵犯が起つたとして、日本政府がこれを公然と排除するための行動に打って出るというのであれば、石原知事とてあえて公的資金による尖閣購入などと

起訴、不起訴処分の厳格な決定を職務とする地検に、こちつて、この五月十七日に事件

は決着した。

日本が東シナ海海底調査を行った結果、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

日本は、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことである。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台灣に付属する領土だと規定した。

(拓殖大学総長・学長)